

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	回答
1	仕様書 案 P.6		1.6 作業スケジュール 図1-4作業スケジュール	製造工程が令和8年度、単体テスト工程が令和9年度となっていますが、品質が保証されない成果物が納品された場合、令和9年度業務に事業者が参画するうえで障壁となるため求めるべき品質を定める必要があると考えます。 本更改は複数案件間の資材重複が想定されるため、ガバメントクラウド移行に係るアプリケーション開発（サブシステムとして刷新対象である入札サブシステムを除く）は令和8年度に製造及び単体テストを完了し、令和9年度にその他案件の製造及び単体テスト完了とすることが開発スケジュールとして望ましいと考えます。	令和9年度業務へ参入する事業者の参入障壁となることを避けるため。	スケジュールにつきましては、審査基準において事業者からの提案事項として位置付けております。したがって、調達仕様書に記載されているスケジュールはあくまで一例であり、必ずしもその工程および期間を厳密に遵守いただく必要はございません。 事業者の皆様には、第1段階リリースまでのスケジュールをご策定いただき、その実現可能性を含めて提案内容を評価させていただくこととしております。そのため、品質につきましては十分に確保できるものと考えております。 しかしながら、実現可能性を慎重に検討した結果、リリース時期を令和10年12月へ延期することいたします。併せて、第1段階リリースに至る各工程のスケジュールにつきましても見直しを実施いたします。（調達仕様書「1.6 作業スケジュール」図1-4 作業スケジュール） なお、仕様書にも記載しておりますとおり、実現性が確保される範囲において、1段階リリースに含めた方が効率の良い改修内容と判断された場合は、その提案を受け入れる方針としております。 さらに、品質低下を招くことのないよう、仕様書の内容を再度精査・修正し、とりわけ体制に関する利用者の名称や業務名といった分かりづらい表現の改善を行いました。これにより、役務内容に関して誤解が生じないよう、より一層の配慮を行っております。
2	仕様書 案 P.6 別紙1 要件定義書 P.58-65		1.6 作業スケジュール 図1-4作業スケジュール 3.14移行に関する事項	データ移行については、民間利用者は既存の利用者情報（ローカル署名を継続利用する場合に備え、ICカード情報及び証明書情報等）を引継ぎながら、ログインやリモート署名はGピズIDで実施可能とするための大規模な利用者情報の移行が発生する認識です。 本調達は令和8年度と令和9年度で役割が分割されることから、移行方法（移送媒体、伝送方法、暗号化要否、番替、変換処理の実施箇所、移送するデータ量等）の検討や移行ツールの設計等の作業を実施する工程として「移行設計」工程を令和8年度に明確化する等が必要と考えます。	令和9年度業務へ参入する事業者の参入障壁となることを避けるため。	項番11においてスケジュールにつきましては、審査基準において事業者からの提案事項としておりますが、移行計画を令和8年度中に実施することを明記します。（調達仕様書 1.6 作業スケジュール図1-4作業スケジュール） なお、項番15でお示しているとおり、次期システムにおいて現行システムで使用している入札パッケージを採用しない場合には、処理中の入札案件に関するデータについて、リリース後に移行稼働する現行システム上で復号化した上で次期システムへ移行する必要があります。この点につきましても、要件定義書（3.14 移行に関する前提条件（1）2）移行対象データ）に留意事項として追記します。 また、移行前後で要求されるセキュリティ要件が異なることを鑑み、開発拠点に対するセキュリティ要件に対しても修正いたしました。（要件定義書 3.11(2)施設・設備要件 表3-14)
3	仕様書 案 P.11	2	4.4 設計 (1) 基本的な要件 ア 基本設計及び詳細設計	「本調達の作業と並行して、現行システムに対する機能追加等の改修作業が実施される場合、受注者は、当該改修作業を実施する事業者と連携して、設計作業を実施すること」とされているが、現時点で想定されている案件の見通しがあれば要件として記載いただくことを要望します。	案件特性を踏まえ最適な体制を構築するため。	現時点で想定される案件について、調達仕様書(4.4(1)基本的な要件 表4-1)以下を追記します。詳細は項番3補足シートをご確認ください。 ----- ・サイバー通信情報監視委員会設置対応 ・防災庁設置対応 ・e-Tax更改に伴う連携テスト及び本番切替対応（令和8年度） ・登記情報システム仕様変更に伴う連携テスト対応 ・メール通知宛先変更対応（デジタルインボイスでメール送信範囲を狭める） ・マイナンバーへのふり仮名追加対応 ・パスワードルール強化対応 ・電子委任状対応（最低限の対応は実施済） ・マクプレ検索機能改善対応（各社から受け取ったデータの並び替えルール変更） ・Peppol改修対応（GEPS必須項目の緩和、PDFデータ取得、GECS側のものも受け取る） ・EOLに伴うソフトウェアのバージョンアップ（OpenSearchバージョンアップに関連するソフトウェア、WebLogicバージョンアップに関連するソフトウェア） ・GIMA移行対応
4	仕様書 案 P.13	3	4.4 設計 (4) 基本設計及び詳細設計の実施（システム方式）	基本設計書と詳細設計書に求められる内容が同一であることから、開発スケジュール上は「基本設計工程」として一つの工程にまとめて実施することは許容されるでしょうか。	設計工程の重複を避け、効率かつ一貫性のある成果物作成を行うため。	基本設計と詳細設計は別の工程として実施する想定ですが、項番11に記載のとおり、スケジュールは、審査基準において事業者からの提案事項としております。設計工程の重複を避け、効率かつ成果物の一貫性が保たれる限り、基本設計と詳細設計は別の工程として実施する必要はございません。
5	仕様書 案 P.13	3	4.4 設計 (4) 基本設計及び詳細設計の実施（システム方式）	AWSサービスで構築する環境設定については、CDKを用いる場合、CDKコード自体が環境定義および環境構築手順に相当する認識です。そのため、環境定義作業で作成する「環境定義書」および「環境構築手順書」についてはCDKで構築する範囲を除いた、独自に導入するミドルウェア等により作成するとの認識で相違ないでしょうか。	環境構築関連の成果物作成方針を明確化し、作業範囲および担当工程を正確に把握するため。	クラウドサービスを利用した設計・開発の実態に合わせ、クラウドサービスで構築する環境設定について、環境定義書及び環境構築手順書は、環境定義書及び環境構築手順に相当する内容を設計書等成果物（CDKコード含む）に記載してその成果物から環境を構築することが可能であれば、作成不要です。なお、クラウドサービスを利用して構築する範囲を除いた、独自に導入するミドルウェア等については、現状どおり環境定義書及び環境構築手順を作成してください。
6	仕様書 案 P.21	1	5.2 作業要員に求める資格等の要件 (2) 設計・開発リーダー	設計・開発リーダーに求められる資格等の要件について、技術要件に限定した資格要件となっていますが、本更改はガバメントクラウド移行やGピズIDを導入した利用者管理の統合、入札サブシステムの刷新といった、業務系・基盤系を跨いだ案件が中心となる更改であり、プロジェクトマネジメントに係るスキルや、システム開発に関する幅広い知見が必要と考えます。このため、プロジェクトマネジメント協会（PMI）のプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）や情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験、応用情報技術者試験の資格保有者を要件に加えるか、技術要件に限定した資格とする場合は必須要件ではなく望ましい要件であるべきと考えます。	案件特性を踏まえ最適な体制を構築するため。	案件特性を踏まえ最適な体制を構築するため、設計・開発リーダーに求める資格は以下とします。（調達仕様書 5.2 作業要員に求める資格等の要件（2）設計・開発リーダー） ----- 設計・開発リーダーは、設計・開発の経験年数を5年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を2年以上有し、次のいずれかに該当すること。 リーダークラスに対してはマネジメント能力が求められると思われるので、以下のいずれかのPM資格の保有者を求めることとする。 ・情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者 ・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者 ・技術士（情報工部門又は総合技術監理部門（情報工系を選択科目とする者） ・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかなる ただし、本案件を遂行するに当たって、以下のいずれかの技術資格を持つ従事者の知見は必要と思われるので、体制内に当該資格を持つ従事者の参画を求めることとする。 ・システムアーキテクト試験の合格者 ・データベーススペシャリスト試験の合格者 ・ネットワークスペシャリスト試験の合格者

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	回答
7	1	仕様書案 P.21	5.2 作業員に求める資格等の要件 (3) クラウドサービスの設計・開発担当者	クラウドサービスの設計・開発担当者に求められる資格等の要件について、クラウドサービスプロバイダ認定の上級資格を保有していることが要件となっていますが、クラウドサービスの設計・開発リーダーに限定した資格要件とすることが適切であると考えます。	案件特性を踏まえ最適な体制を構築するため。	クラウドサービスの設計・開発担当者のリーダー及びメンバーに求められる資格等の要件を明確化します。調達仕様書の該当箇所を以下のとおり修正します（調達仕様書 5.2 作業員に求める資格等の要件 (3) クラウドサービスの設計・開発担当者）。 ----- (修正前) (3) クラウドサービスの設計・開発担当者 クラウドサービスの設計・開発担当者は、次のいずれかに該当すること。 ・主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格を保有していること。 ・上記の試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者 (修正後) (3) クラウドサービスの設計・開発担当者 以下のいずれかの資格を持つクラウドサービスの設計・開発担当者を体制内に含めること。なお、当該資格取得者が体制内に複数いることが望ましい。 ・主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格を保有していること。 ・上記の試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者
8	1	仕様書案 P.28	3.2 受注実績	「国又は地方公共団体の入札又は契約手続等の調達業務に係る電子的手続を実現したシステムの開発実績を有すること」が必須とされていますが、本システム更改では入札サブシステムの刷新に加え契約サブシステムを含めたガバナメントクラウドへの移行といった大規模案件が含まれるため、「入札及び契約手続き等の調達事務」の受注実績を有することが望ましいと考えます。	案件特性を踏まえ適切な受注実績が必要と想定するため。	受注実績について、本システム更改では入札サブシステム及び契約サブシステムの更改を実施するため、その旨受注実績を求めることとします。一方で、より広い参加者を募ることを目的に後段の条件を緩和し、調達仕様書の8.2 受注実績 (2) について、以下のとおり修正します（調達仕様書 3.2 受注実績）。 ----- (修正前) ・国又は地方公共団体の入札又は契約手続等の調達業務に係る電子的手続を実現したシステムの開発実績を有すること。 (修正後) 国又は地方公共団体の調達業務に係る電子手続を実現したシステムについて、開発した実績又は計画受注等のコンサルティングの実績を有することが望ましい。ただし、電子手続を実現した実績として少なくとも以下の業務を含むこと。 ・入札業務 ・契約業務
9	3	別紙1_要件定義書 P.1	1.1 業務の全体概要 (1) イ 業務効率化（連携の最適化）	「移行1段階目において外部システムとの連携内容の最適化」とありますが、現行システムで有する連携内容の廃止以外に変更を想定されているでしょうか。	要件の明確化のため。	調達仕様書に記載の「移行1段階目において外部システムとの連携内容の最適化」について、外部システムとの連携を廃止する想定ですので、調達仕様書に明確に「廃止」する旨で修正します（要件定義書 1.1業務の全体概要 (1) イ 業務効率化（連携の最適化））。 ----- (修正前) 本システムでは、移行1段階目において外部システムとの連携内容の最適化や、本来、外部システムで実行すべき業務機能の廃止等の対応を行う。 (修正後) 本システムでは、移行1段階目において外部システムとの連携を見直し廃止する対応の実施及び本来、外部システムで実行すべき業務機能の廃止等の対応を行う。
10	2	別紙1_要件定義書 P.3	1.1 業務の全体概要 (4) 業務の実施に必要な体制	表1-1（項番15）では、外部カタログ事業者はデジタル庁が参加事業者を公募により決定することとされています。第3期電子調達システムの運用期間中に参画する事業者とは別に、第4期電子調達システムで参画する事業者を公募で決定すると存じますが、公募及び事業者決定のスケジュールを記載いただくことを要望します。	設計開発期間中に外部カタログ事業者との連携に向けた各種調整や連携テスト期間中の外部カタログ事業者との品質確保のスケジュールを明確化するため。	外部カタログ事業者の公募は移行1段階目に実施し、2段階目において追加公募を行う想定としていますので、その旨調達仕様書を修正します（要件定義書 1.1業務の全体概要 (4) 業務の実施に必要な体制）。 なお、上記見直しと合わせて、内部カタログ事業者の取り扱いについても2段階目で継続することを検討しましたので、廃止の可能性があるという記載に修正します。 (要件定義書 1.1業務の全体概要 (4) 業務の実施に必要な体制) ----- (修正前) 外部カタログ事業者は、デジタル庁が参加事業者を公募により決定する。 (修正後) 移行1段階目において、外部カタログ事業者はデジタル庁が参加事業者を公募により決定する。また、移行2段階目において、外部カタログ事業者はデジタル庁が参加事業者を追加公募により決定し増やす想定である。なお、現状想定するスケジュールを調達仕様書の「1.6 作業スケジュール」の「図1-4作業スケジュール」に記載する
11	3	別紙1_要件定義書 P.11-13	1.5 業務システム化の範囲 (1) 情報システム化の範囲 表1-5	3.18 保守に関する事項 (2) 保守設計の表3-27「外部連携システム一覧」と比較したところ、以下の外部システムの記載が確認できませんでした。 どちらの記載が正しいかご確認させてください。 ・事業者ポータル ・公共工事電子入札システム ・防衛装備品等調達システム（DEPS）	調達仕様書（案）の記載の整合性を確認するため。	ご指摘の箇所、「3.18 保守に関する事項 (2) 保守設計の表3-27「外部連携システム一覧」」の記載が正しいため、「1.5 業務システム化の範囲 (1) 情報システム化の範囲 表1-5」に以下の3システムの行を追記します。なお、ご指摘の3システムに関しては、連携開始が第4期電子調達システム2段階目リリース後の運用フェーズとなる可能性があります。 併せて、調達仕様書の「(1) 政府電子調達システムの概要 図1-3情報システム化の範囲（移行2段階目）」に3システムを追加します。 (要件定義書 1.5 業務システム化の範囲 (1) 情報システム化の範囲 表1-5)
12	3	別紙1_要件定義書 P.29	3.1 (2) ユーザビリティ要件	表3-2で示される要件は、「別添8_改修内容一覧」項番12「UIの刷新」で対応する要件との認識で相違ないでしょうか。	要件の明確化のため。	調達仕様書の「別添8_改修内容一覧」の項番12「UIの刷新」に記載された内容は、要件定義書の3.1 (2) ユーザビリティ要件の表3-2に記載された要件が対応しています。これを踏まえ、「別添8_改修内容一覧」の項番12に当該要件が対応している旨を追記する修正を行います（要件定義書 3.1 (2) ユーザビリティ要件）。 ----- (修正前) 各画面における部品をデジタル庁デザインシステムで定められたものへ変更する。また、入札サブシステム及び資格審査サブシステム、現調達ポータル（PP）のトップページについて、別紙10_画面イメージに基づきレイアウト等を改修する。 ----- (修正後) 各画面における部品をデジタル庁デザインシステムで定められたものへ変更する。また、入札サブシステム及び資格審査サブシステム、現調達ポータル（PP）のトップページについて、別紙10_画面イメージに基づきレイアウト等を改修する。上記要件については、要件定義書の3.1 (2) ユーザビリティ要件の表3-2に記載された要件が対応するので参照すること。

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	回答
13	2	別紙1 要件定義書 P.47	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1)システム構成	「検証環境」及び「開発環境」について、本番環境と比較した際の台数・構成・性能等の記載が確認できなかったため、要件として記載いただくことを要望します。	要件の明確化のため。	検証環境は、研修用環境と移行用のサーバ以外は本番環境と同等の機器構成を想定していますので、要件定義書の該当箇所にその旨追記します（要件定義書 3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (1)システム構成）。 ----- (修正前) 現段階で想定する本システムの構成図を「別添18 システム構成図」に示す。 (修正後) 現段階で想定する本システムの構成図を「別添18 システム構成図」に示す。なお、「検証環境」は、「研修用環境」と「移行用のサーバ」以外は「本番環境」と同等の機器構成を想定している。
14	2	別紙1 要件定義書 P.48	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2)施設・設備要件 表 3-12 施設・設備要件 項番4 開発拠点（設計・開発・保守事業者）	開発拠点で実施すべき業務は原則として開発拠点で行いますが、それ以外の業務については、業務の効率性や柔軟性の確保のため、テレワークの実施も認めていただきたいと思います。 (機密性の高い情報を扱う業務は開発拠点で実施することが適切ですが、その他の業務はテレワークでも支障なく実施可能である想定。)	業務効率向上や業務継続性確保の観点からも有効と考えるため。	現在リモートワークは前提となっていますので、セキュリティが担保される前提で、デジタル庁が承認すれば、リモートワークを認める記載に修正します（要件定義書 3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2)施設・設備要件）。 ----- (修正前) 原則として、開発作業は開発拠点で行う。ただし、災害時等における業務継続性の観点から、テレワーク等の手段により開発拠点以外の場所で開発作業を行う必要が生じた場合は、作業の対象範囲及び情報セキュリティ対策を主管課へ提示し、承認を得た上で、対応を行う。 (修正後) 原則として、開発作業は開発拠点で行う。ただし、提案者の提案を踏まえ、デジタル庁が承認した場合、テレワーク等の手段による業務を許容する。その場合、作業の対象範囲及び情報セキュリティ対策を主管課へ提示し、承認を得た上で、対応を行う。
15	1	別紙1 要件定義書 P.59 P.64	3.14 移行に関する事項 表 3-19 移行における前提 No3 (12) 移行対象データ	表3-19では「現行システムが利用している入札パッケージについては、入札仕掛中の案件について、開札までデータ抽出が不可能」であることや「入札仕掛中の案件が開札するまで、現行システムの並行稼働を行う」ことが記載されています。 一方、(12) 移行対象データでは「システム移行期間中に入札を跨ぐ案件については、入札金額等の秘匿性の高いデータを暗号化した状態で移行し、第4期電子調達システムでの開札に影響を与えないこと」が記載されています。 本更改要件への対応のため現行システムのパッケージを使用しなくなる場合、表3-19のとおり入札金額等の秘匿性の高いデータを暗号化した状態で移行し第4期電子調達システムで開札を問題なく行うことは不可能である可能性が高いため、(12) 移行対象データの要件の修正が必要と考えます。	実現可能な要件とするため。	現行システムで利用している入札関連パッケージを次期システムで利用しない場合、現行システムのパッケージを用いて暗号化されたデータ（事業者から提出された提案書、入札書が該当）はパッケージで復号化する必要があるため、(12) 移行対象データの要件のイを以下のように修正します（要件定義書 3.14 移行に関する事項）。 ----- (修正後) イ 業務データの移行については、入札・契約に係る仕掛中案件のデータも含まれる。特にシステム移行期間中に入札を跨ぐ案件については、入札金額等の秘匿性の高いデータを暗号化した状態で移行し、第4期電子調達システムでの開札に影響を与えないこと。 ただし、現行システムで利用している入札パッケージで暗号化したデータについては、当該入札パッケージでしか復号化できない。そのため、次期システムで当該入札パッケージを利用しない場合は、仕掛中案件の開札日を待ち並行稼働する現行システム上で復号化したうえで、ウに示す要件に従い、次期システムに移行すること。ここでの対象データは別添3の項番9（証明書/提案書）及び項番10（入札（見積）書）に示すデータを想定する。なお、当該入札パッケージの提供事業者と調整し、復号化ツール等を受領して移行対応してもよいものとする。また、当該入札パッケージを次期システムで利用しない場合、仕掛中の案件を減らす各省庁との運用調整の支援を行うこと。